

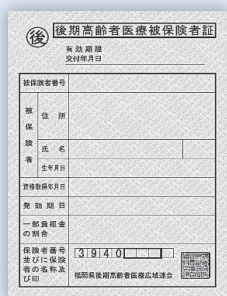
# 7月と9月に保険証を送ります

令和4年度は保険証を2回郵送します。8月1日から使用できる新しい保険証（水色・9月30日までの2カ月間有効）を7月下旬に簡易書留で郵送します。また、10月1日から使用できる保険証（桃色・翌年7月31日まで有効）を9月下旬に簡易書留で郵送します。

長期不在などで受け取りが難しい場合や、新しい保険証が届かない場合は、問い合わせください。※保険料の滞納がある場合は、有効期限の短い保険証を交付することがあります。

## 自己負担額割合

医療費の自己負担割合は1割または3割です。（令和4年8月に1割になった人でも令和4年10月1日以降、一定以上の所得がある人は2割となります）。毎年、同世帯の被保険者の前年中の所得をもとに、8月から7月までの1年間の自己負担割合を判定します。



## 限度額適用認定証

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費の自己負担分の限度額などを証明するもので、現在使用中の認定証の有効期限は、7月31日です。8月から引き続き対象になる人には、新しい認定証を7月下旬に保険証と別に送ります（手続きは不要）。

#### ◇限度額適用

負担割合が3割で、所得が一定額未満の人が対象です。

#### ◇限度額適用・標準負担額減額認定証

市民税非課税世帯の人が対象です。医療費の自己負担が限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

※新たに認定証の交付を希望する人は、問い合わせください。

#### ●申請に必要なもの 保険証

※収入額などを証明するものや入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

#### ●申請と問い合わせ先

国保年金課医療担当

☎(580)1847

## 水道メーターの取り替えに 協力をお願いします 7月5日(火)~29日(金)

水道メーターは、計量法に基づき8年に一度取り替える必要があります。有効期限が近づいているメーターを取り替えるため、委託業者が訪問します。

取り替えを行う世帯には、取替期間が始まる1週間前までに、はがきで通知します。

※取り替え作業中は15分程度水が止まります。作業が終わるまでの間、蛇口は全て閉めてください。

地区	委託業者
◇大字乙金◇乙金 ◇乙金東	(株)山本配管工業所 ☎(581)2136
◇大字瓦田◇瓦田◇中央 ◇下大利5丁目	(有)西南空調 ☎(504)0819
◇白木原◇南大利◇紫台 ◇横峰	(有)木本設備工業 ☎(513)3688

#### ●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928

## 8月1日(月)が納期限です

◇固定資産税（第2期）◇国民健康保険税（第2期）

◇介護保険料（第2期）◇後期高齢者医療保険料（第1期）

※後期高齢者医療保険料の納付通知書は7月中旬に発送します。

延滞金は **年 8.7%**

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.4%です。

#### ●LINEで納期限のお知らせを発信中

バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。



#### ●口座振替が便利

市ホームページで申し込めます。※一部対応していない金融機関があります。



#### ●問い合わせ先

◇納付に関すること

納税課納税相談担当 ☎(580)1975

◇口座振替に関すること

納税課納税管理担当 ☎(580)1832